

本会の夏期における節電対策実施状況

平成 23 年 7 月 1 日

本会では、東日本大震災に伴う夏期の電力不足に対する節電対策として、次の取組み策を取りまとめ 6 月 1 日から順次実施しております。

I 空調

- ・事務室の室温を原則 28 度にすることを徹底
- ・事務室以外でのエアコンの使用禁止
- ・ブラインドの適切な調整による遮光の実施
- ・外気導入による換気の促進

II 照明

- ・勤務時間外及び昼休み休憩時の消灯の徹底
- ・廊下、階段等事務室以外の照明の消灯徹底
- ・館内蛍光灯の削減（全 1, 850 本中 300 本、16.2%削減）による適正な照度の実現

III その他の取組み

- ・クールビズ（夏期軽装）の 5 月 1 日からの 10 月 31 日まで期間を拡大して実施
- ・館内自動販売機の削減（12 台から 8 台へ）と省電力型機への機種変更
- ・エレベーター使用を抑制して、階段利用の促進
- ・契約電力の引き下げ（179kWh から 152kWh へ）
- ・温水洗浄便座、温風乾燥機の使用禁止
- ・コピー機の稼働台数の削減
- ・パソコンのディスプレイ照度の設定変更、スリープモードの活用の徹底
- ・使用していない電気機器の待機電力の削減
- ・各フロア単位のノー残業デーの実施による一斉消灯の実施
- ・フロアごとに「節電推進委員」を配置して、節電の管理及び職員への取組みの徹底